法第百十九条第二項第四号	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九条第二項第四号	
法第百十九条の二の二第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九条の二の二第二項	
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

法第百十九条第一項第十一号	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九条第一項第十一号	
法第百十九条の二第一項第三号	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九条の二第一項第三号	
［同上］		

省　令

○総務省令第六十二号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三の二及び第十七条の十四並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十三条、第三十四条第二号及び第三十六条第二項第四号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月十四日

総務大臣　寺田　稔

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章・第一章の二　略］	［第一章・第一章の二　同上］
第二章　消防用設備等又は特殊消防用設備等	第二章　［同上］
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　設置及び維持の技術上の基準	第二節　［同上］
［第一款～第五款　略］	［第一款～第五款　同上］
第六款　雑則（第三十一条の八―第三十三条の二）	第六款　雑則（第三十一条の八―第三十三条）
第二章の二　消防設備士（第三十三条の二の二―第三十三条の十八）	第二章の二　消防設備士（第三十三条の二―第三十三条の十八）
［第三章～第七章　略］	［第三章～第七章　同上］
附則	附則